

都市基盤整備特別委員会

資料

日時：平成 29 年 4 月 26 日

午前 9 時～

場所：3 階第 1 委員会室

〔目 次〕

- (1) 住民投票の発議の検討に至った理由等について
 - ・住民投票の発議の検討に至った理由等について〔市民病院整備課〕・・・・・・・・ P1

- (2) 野洲駅南口周辺及び市有地並びに野洲市民病院の位置に関する
経緯等について
 - ・野洲駅南口周辺整備に係る開発等経緯について〔市民病院整備課〕・・・・・・・・ P3
 - ・野洲駅南口周辺整備構想策定までの主な検討経過〔企画調整課〕・・・・・・・・ P5
 - ・『野洲駅南口周辺整備構想』抜粋〔企画調整課〕・・・・・・・・ P6
 - ・(参考資料) 野洲駅南口市有地購入に係る市議会会議録〔企画調整課〕・・・・・・・・ P9
 - ・社会資本整備総合交付金の平成 29 年度予算内示までの経緯について
〔都市計画課〕・・・・・・・・ P12
 - ・野洲市民病院の位置決定までの経過について〔市民病院整備課〕・・・・・・・・ P18

- (3) 住民投票で賛成又は反対を問う事項の考え方について
 - ・住民投票で賛成又は反対を問う事項の考え方について〔市民病院整備課〕・・・・・・・・ P32
 - ・(参考資料) 「野洲市民病院の設置場所等に係る Q & A」〔市民病院整備課〕・・・・・・・・ P33

- (4) 住民投票の制度概要等について
 - ・住民投票の制度概要について〔選挙管理委員会〕・・・・・・・・ P35

住民投票の発議の検討に至った理由等について

平成 29 年 4 月 26 日 都市基盤整備
政策調整部_市民病院整備課

1. 住民投票の名称及び略称案

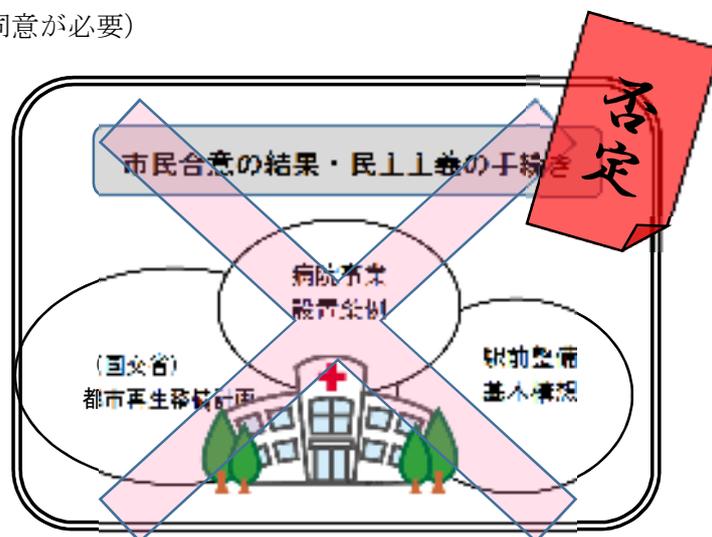
- (1) 名称：「野洲駅南口周辺整備構想」及び「野洲市病院事業の設置等に関する条例」に基づき野洲駅南口市有地に野洲市民病院を設置することについて問う住民投票
- (2) 略称：「野洲駅南口周辺整備構想」等に基づき野洲駅南口市有地に野洲市民病院を設置することを問う住民投票

2. 住民投票の発議の検討に至った理由

(1) 「野洲駅南口周辺整備構想」及び「野洲市病院事業の設置等に関する条例」の実現の円滑化

- ① 野洲市民病院は、自治体としての最高の合意形成（コンセンサス）機関である市議会において決定された法規である「野洲市病院事業の設置等に関する条例」に基づき、野洲駅南口駅前広場に隣接する市有地に整備することが決定された施設及び市民サービスである。この条例制定に至るに当たっては、約 5 年間にわたる各種専門的な調査検討及び市民との懇談が重ねられてきた。また、野洲市民病院事業は、「野洲駅南口周辺整備構想」において市民広場や交流/商業施設等とともに位置づけられているほか、法定計画である「都市再生整備計画」や「立地適正化計画」として国によっても認められている事業である。この構想の策定に当たっても、別途各種専門的な調査検討及び市民との懇談が重ねられてきた。
- ② 去る 3 月 24 日、市議会において野洲市民病院の実施設計費や用地取得費を盛り込んだ病院事業会計予算（約 12 億 6 千万円）が可否同数の末、議長決裁により否決された。また、一般会計及び土地取得事業特別会計に計上していた市民病院整備関係予算を削除する動議が議員から出され、これらも可否同数の末、議長により削除する修正案を可決とする決裁がなされた。

野洲市民病院事業は、既述のとおり自治体の法規で市民との約束である条例によってすでに設置が決定している事業であることから、当該事業実施のための予算を、可否同数の僅差の後に議長が措置しない決裁を有意に行ったことは、当該条例の改廃がなされ得ない現状（*）を考えると、市の基幹事業を条例規定の内容とたがう状況に意図的に置こうとしたものと判断せざるを得ない。（*現行条例を改正又は廃止する条例の可決には、再議による 2/3 の議員の同意が必要）



③ 市としては、先般の議決は市の条例執行に係る責務と権限を阻もうとする重大で不当な議決であると認識している。従って、条例執行の予算が適正に措置された状況に速やかに是正する必要から、第一には議会議決の機会があるごとに補正予算を提案し、否決・削除された病院整備関係予算の可決を議会に求めていく方針である。しかし、依然として議会において予算が可決されない場合には、野洲市まちづくり基本条例及び野洲市住民投票条例に定める「市政に関する重要事項」に該当する案件として、1.(1)に掲げた住民投票を補正予算提案の手続きと並行して発議し、その結果を以って病院事業の政策実現の円滑化を図っていこうと考えている。

(2) 議会からの提案に応える必要性

① 市民病院予算の削除又は否決の主な理由は、削除動議の提案者である立入三千男議員の説明によると「住民コンセンサス(合意)を得るべき」ということであった。しかし市は、(1)①で記したとおり、これまで市民懇談会などで市民と何度も意見を交わし、市議会でも議論と決定を積み重ね、住民との実態的な「コンセンサス」を得てきたと認識している。そしてその実績を踏まえて、昨年3月には病院の基本設計予算と基金条例が、また12月には病院事業の設置条例が市議会で可決成立し、公的・法的にも「コンセンサス」が図られたところである。

② しかし先般の市議会では上記の条例に反する議決がなされ、さらに条例の採決に参加した市議会議員自身から「住民コンセンサスを得るべき」という不道理な提案がなされた。このことは、野洲市議会で議決したことは野洲市民のコンセンサスではないと議会自らが表明したのと同じであり、議会が自らの権限と職責を放棄したことに等しいと考える。

③ 市としては「住民コンセンサス」はすでに得られていると考えているが、議会が否決とともに示された提案に応える必要があると認識するとともに、依然として議会が予算を可決しない場合には、コンセンサスが得られていることを確認するための住民投票を発議し、結果を以ってその後の議会でより強く補正予算の可決を求めていくこともやむを得ないと考えている。

3. 住民投票の発議を行うまでの前提

(1) 臨時会(5月17日)での採決結果

2.(1)③で記したように、第一には、議会議決の機会があるごとに補正予算を提案し、否決・削除された予算の可決を市は議会に求めていかなければならない。このため、本来6月定例会で否決・削除された病院整備関係予算を補正提案するとともに住民投票関係予算も補正提案し、やむを得ない発議に備える予定であった。しかし別途説明する「社会資本整備総合交付金」の内定が去る3月31日にあり、病院事業に係る今後の市の財政負担が相当軽減できる可能性が高まったほか、未成立になっている平成29年度予算案についても3月の議会審議の時より市の負担が軽減することになったため、5月17日に臨時会を開催し早急に先般の議会で否決された当初予算案のみを補正予算として提案する予定である。そしてこの採決結果に基づいて、6月定例会での住民投票関係予算の補正提案等の対応を決定する予定である。

(2) 6月定例会以降の議会での採決結果

上記(1)の臨時会での採決が否決であった場合、6月の定例会では住民投票関係予算を病院整備関係予算とともに補正提案する予定である。そしてこの6月議会で病院整備関係予算が三度可決されなかった場合は、住民投票の発議を行うこととする予定である。なお、住民投票の予算は、住民投票条例で野洲市議会・野洲市民・野洲市長にそれぞれ保障された基本的権限の執行に係る予算であり、議会で否決されることはあり得ないものと認識している。

野洲駅南口周辺整備に係る主な開発等経緯について (周辺他市における商業開発の経緯及び国制度や社会情勢の推移)

	～昭和63年	～平成5年	～平成10年	～平成15年	～平成20年	～平成25年	～現在
野洲駅南口周辺の主な開発状況 (●:ハード整備 ○:その他のできごと)	<ul style="list-style-type: none"> ●野洲駅の橋上化(昭47) ●駅前広場、停車場線の現形整備(昭50初) ●野洲幼稚園(昭55) ●野洲文化ホール・公民館(昭58) ○駅前開発の合意書が撤回(自社開発方針を表明) 日本麦芽工業(株)の経営権を掌握したアサヒビール(株)が駅前土地の野洲町への売却を基本とした整備事業への協力を撤回 ○日本麦芽(株)と駅前開発の合意書の締結(昭58) 日本麦芽工業(株)と野洲町が協力して駅前の商業開発等に取り組んでいく旨の合意書を締結 	<ul style="list-style-type: none"> ○自社開発方針を撤回(平355ごろ) アサヒビール(株)が、野洲駅前での自社開発方針を撤回し、幅広い開発方法を検討する方針に転換 	<ul style="list-style-type: none"> ●T型道路の整備(平10) アサヒビール(株)と登記を行わず土地交換。 市道下水門線・下水門支線を整備し、土地を小規模化 ○平和堂が野洲駅前での出店を計画するも断念 アサヒビール(株)との用地の価格交渉が折り合わなかったため、平和堂が駅前での出店を断念 	<ul style="list-style-type: none"> ●スーパー銭湯開業(平13523) 10年間の定期借地方式による暫定利用 	<ul style="list-style-type: none"> ○民間企業への売却(平17) アサヒビール(株)が所有地の一部(Cブロック)の売却を一旦市に持ち掛けられたが、市はこれに応じず、市内事業者へ売却される ●マンション建設(平20) 	<ul style="list-style-type: none"> ○市有地の取得決定(平23) 市民のために活用する目的で、市議会の全会一致により、市有地として取得 〔市民病院予定地を駅前市有地に決定(平25) 「中核的医療機能あり方基本方針」〕 ○アサヒビール(株)から、市へ社有地の買取打診(平22) 	<ul style="list-style-type: none"> ○野洲駅南口周辺整備構想策定(平27) 「シエラ」 心と体の健康をテーマに 人と人がつながることで生まれるにぎわいづくり
周辺における駅前等の商業施設の開発等状況 (☆:他市 ★:野洲市)	<ul style="list-style-type: none"> ☆セルバ守山 開店(昭61) 	<ul style="list-style-type: none"> ☆エルティ932 開店(平1) 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ららぽーと守山 開店(平6) 	<ul style="list-style-type: none"> ☆栗東サティ 開店(平10) ☆A・S・QUARE 開店(平9) 	<ul style="list-style-type: none"> ★デイスターモール野洲 開店(平11) ★アル・プラザ野洲 開店(平11) 	<ul style="list-style-type: none"> ★イオンモール草津 開店(平20) ☆ピエリ守山 開店(平20) ★イオンスーパーセンター野洲 開店(平19) 	<ul style="list-style-type: none"> ☆平和堂近江八幡駅前店 開店(平28) 19725 ☆平和堂大津駅前店 開店(平28) 19745
野洲駅前でのテナント複合型大規模商業施設の整備可能性	<p>野洲駅前でのテナント複合型大規模商業施設の整備可能性</p>						
駅前商店街型大型店整備の振興期	<p>(駅前マンション複合型)テナント商業施設整備</p>		<p>市街地近郊型大型ショッピングセンター整備の振興期</p>		<p>市街地近郊型大型モールの最終整備期</p>		
主な社会情勢・国政策の動き	<p>大店法施行(昭48)</p> <p>バブル崩壊</p> <p>バブル経済下の駅前再開発による_駅前型商業施設の開発</p> <p>既存商業地域に出店する大型店と中小小売事業者との調整を定めた法</p>		<p>高騰した地価による_商業施設の郊外化</p> <p>まちづくり三法制定(平10512)</p>		<p>大店立地法等による_郊外化の加速化</p> <p>まちづくり三法改正(平18)</p>		<p>まちづくり三法改正</p> <p>コンパクトシティの考えに基づく_都市機能の中心市街地への政策誘導</p> <p>商業だけでなく、行政機能を含めて、様々な公共公益施設を中心市街地に集中させる 『コンパクトシティ』の考え方が強調される。</p> <p>都市再生特措法改正(平26)</p> <p>十地域交通ネットワークの充実も</p> <p>少子・超高齢社会の進展</p>

野洲駅南口周辺整備構想策定までの主な検討経過

平成29年4月26日 都市基盤整備
政策調整部_企画調整課

平成22年 10月	アサヒビール(株)より駅前所有地 (約9,300㎡)の買取り打診	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開による内部検討会議 ・ 市民懇談会 ・ 議会での議決
平成23年 10月	『市民活動拠点施設用地』として買取り表明 ※市民が憩えて安心できる市民生活の拠点	
平成24年 2月	野洲市へ所有権移転、土地の引渡し	
4月	野洲駅南口周辺整備構想検討開始	
野洲駅南口周辺整備構想検討委員会報告		
平成25年 6月	<p>『心と体の健康をテーマに 人と人がつながることで生まれるにぎわいづくり』</p> <p>6つの機能：市民広場、病院、交流施設、図書館分室、アリーナ、商業サービス キーワード：「成長する駅前」</p> <p style="text-align: center;">約20年後を将来像として見据え、段階的な整備を実施</p>	
平成25年 10月	<p>滋賀県立大学・立命館大学・野洲市による共同研究 『市民の思い』×『専門的ノウハウ』</p> <p>⇒機能概要(施設規模)、配置、動線を具体化</p> <p>市民活動団体アンケート</p> <p>世代別ヒアリング(若年層、子育て世代、高齢者)</p> <p>市民ワークショップ</p>	
平成26年 6月	野洲駅南口周辺整備構想提案発表会	
	JAおうみ富士に対して配置提案	
	↓	
10月	<p>JAおうみ富士からの回答</p> <p>⇒対象区域を市有地に限定して配置を検討</p>	
11月	野洲駅南口周辺整備構想 市民懇談会	
平成27年 1月	野洲駅南口周辺整備構想 策定	

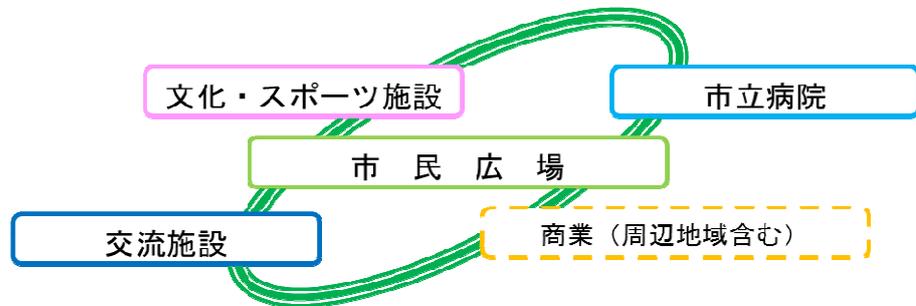
(3) 機能の配置

① 市民広場を中心とした駅前まちづくり

にぎわいづくりには、人の流れが生まれることが必要です。対象区域に必要な機能を整備することで、一定の人が行き交うことは想定されますが、更に人の動線を交差させ、各施設における活動の様子が認識されることで、にぎわいづくりに相乗効果が期待できます。

そのため、「市民広場を中心とした駅前まちづくり」を基本的な考え方として、各機能が連携できる配置を行います。

また、中心となる市民広場の面積を可能な限り確保するため、必要最低限の収容台数を確保した上で、コストや景観に配慮した駐車施設の規模や配置の設定を行います。



■市民広場を中心とした各機能の連携イメージ図

② 既存施設の耐用年数等を考慮した段階的な整備

対象区域には既存公共施設や市が権利を所有していない施設があります。各施設について、機能は当然のこと、建築年も異なることから、耐用年数や更新計画を考慮し、段階的に整備することを前提とした機能配置を行います。

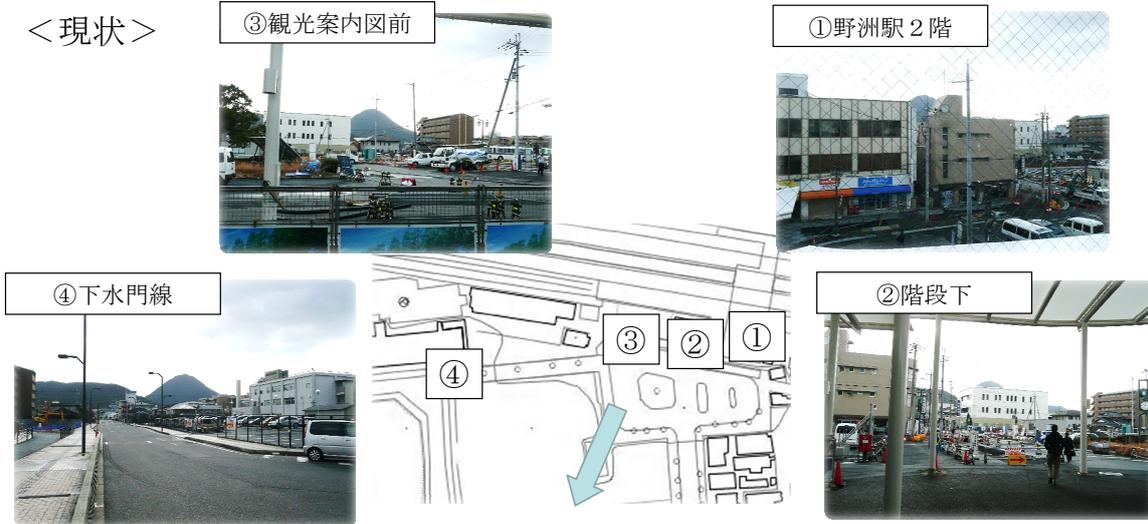
③ 良好な景観の形成と三上山の眺望確保

市の発展の中で土地の高度利用を図ることが求められる一方で、うるおいとゆとりのある景観形成のためには、建物による圧迫感の軽減や緑化が必要です。

また野洲市のシンボルである三上山については、現状の野洲駅南口周辺においては、特定の場所からでなければ眺望することができないことから、公共施設において三上山を眺望できる場所を確保します。

■ JR 野洲駅周辺からの三上山の眺望（平成 26 年 1 月撮影）

< 現状 >



④ 安全で円滑な動線の確保

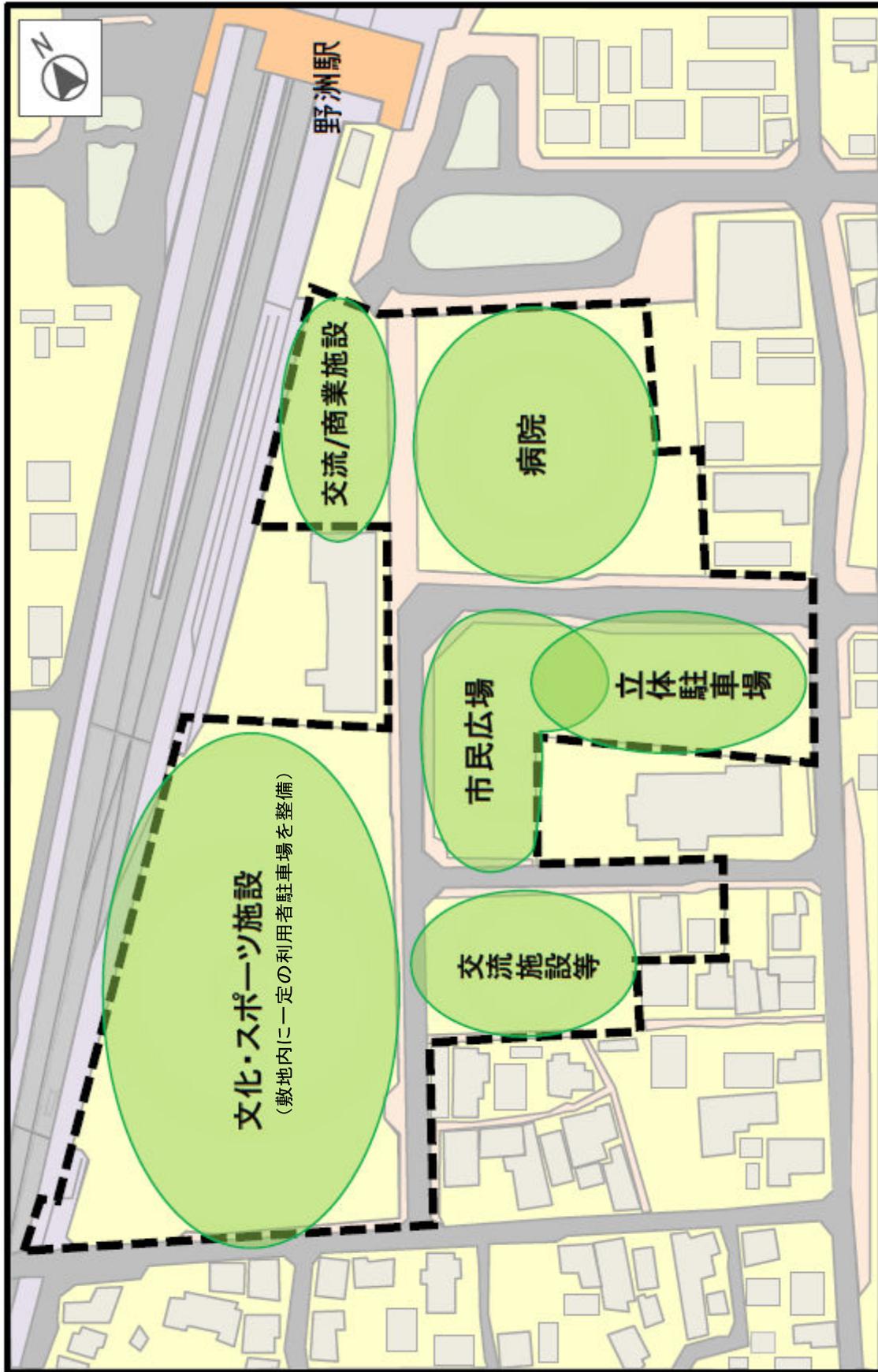
安全で円滑な動線を確保するために、特に起点となる立体駐車場や JR 野洲駅から各施設への動線が道路を直接横断しなくて良いように、歩道橋を整備するなどの対策を検討する必要があります。

一方で、自動車による渋滞対策として、駅利用者と施設利用者の自動車動線を区分する必要があります。

⑤ 病院の配置について

特に市民の利便性を考慮する必要がある病院の配置については、既存公共交通機関の効果を最大限に発揮でき、駅北口からのアクセスにも有利な南口駅前広場に隣接した配置とします。

■機能の配置図（ゾーニング図）



(参考資料) 野洲駅南口市有地購入に係る市議会会議録

平成29年4月26日 都市基盤整備

政策調整部_企画調整課

平成23年第3回野洲市議会定例会会議録

(平成23年6月22日)

○議長(立入三千男君) 日程第4、都市基盤整備特別委員会委員長より委員会審査報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。

第13番、中島一雄君。

○13番(中島一雄君) 第13番、中島一雄です。

ただいま報告を求められております都市基盤整備特別委員会の審査報告をいたします。去る6月1日と6月10日の2日間にわたり、委員会を招集し、両日とも20名全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。議題は、両日とも「アサヒビール株式会社所有地(駅前土地)買い取り可否について」の1項目であります。昨年10月にアサヒビール株式会社から買い取りの打診があつて以来、市では、内部検討会議、市民懇談会と検討を重ねてきた結果及び鑑定評価額の提示を受け、市としての考え方が示されました。それは、市民活動拠点施設用地として取得する方向で作業を進める、財源調達は公共用地先行取得等事業債を活用する、起債償還等の財源見通しは地域振興基金の活用により可能である、最終的な買い取り判断は鑑定価格を基本に過去の双方の土地取引の経緯等を評価して交渉による金額によって判断するとの見解でした。

この見解に基づき、議員相互間で議論を尽くした結果、各委員の意見を集約しますと、まず1点目には、当委員会としては当該土地の買い取りを認めるものである。なお、買い取り価格については、今回提示された不動産鑑定は、用途地域など、現状において評価された額であり、第三者機関による評価としては妥当な金額であると考えられる。しかし、過去からの長い経緯がある中で、今回の買い取り可否を決定するという事情を考慮し、市としてはアサヒビール株式会社と価格等の交渉を行った上で最終判断をしてほしい。

2点目が、当該土地買い取り及び本格的な利用において、市民活動拠点施設用地として活用することについては賛成の意見が多かった。しかし、市民活動拠点施設の整備の内容については、今後、市民や議会の意見を十分に聞き取り、市の財政状況を見極めた上で、事業着手へと進めてほしい。

3点目が、買い取り財源の調達及び起債償還財源については、これを認めるものである。以上が、アサヒビール株式会社所有地(駅前土地)買い取り可否についての審査結果でございます。なお、今後、市とアサヒビール株式会社との価格等の交渉経過を逐一報告を受けるため、閉会中も必要に応じて委員会を開催し、審議を継続していくものであります。以上、審査報告といたします。

○議長(立入三千男君) 暫時、休憩いたします。

平成23年第5回野洲市議会定例会会議録

(平成23年8月30日)

○市長（山仲善彰君）議第61号平成23年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億2,576万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億5,162万5,000円とするものです。次に、134ページ、第2表、地方債の補正につきましては、野洲駅前のアサヒビール所有地の買い取りに係る費用を調達するため、公共用地先行取得等事業債として12億5,000万円を追加するものです。買取価格につきましては、アサヒビールは鑑定価格の12億5,000万円での売却を主張しておられます。しかし、野洲市としては、買い取りの意向は固めておりますが、価格に関しては鑑定価格を尊重しつつも、アサヒビールに対して過去の経緯に基づく配慮を提案しているところです。買い取りの回答期限までに予算措置を整えるべく、いずれにいたしましても価格は鑑定価格を上回ることはないため、12億5,000万円を計上しているものです。今後につきましては、議会で予算をお認めいただいた後、速やかに買い取り意向の回答を行い、引き続いて、当該土地がさら地かつ土壌汚染等のない状態であることが確認できる時点で仮契約を締結し、それに基づき、財産取得の議決の手続を行う予定であります。

(平成23年9月22日)

○17番（鈴木市朗君）17番、鈴木でございます。去る9月6日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月14日、15日に各分科会を、20日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告を申し上げます。まず、・・・・・・、議第61号、平成23年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第1号）、以上6議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、全議案とも全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

・・・・・・
・・・・・・

○議長（立入三千男君）まず、・・・・・・、議第61号、・・・・・・の議案18件について一括採決いたします。お諮りいたします。ただいま宣告いたしました議案18件については、常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(全員起立)

○議長（立入三千男君）ご着席を願います。起立全員であります。よって、・・・・・・、議第61号・・・・・・の議案18件については、各常任委員会委員長の報告のとおり可決いたしました。

平成23年第7回野洲市議会定例会会議録

(平成23年12月7日)

○市長（山仲善彰君）次に、議第112号財産の取得についてご説明申し上げます。本議案につきましては、野洲駅前のアサヒビール株式会社及びアサヒビールモルト株式会社が所有している野洲市小篠原宇立2180番2他4筆、合計面積9,345.01平方メートルを12億5,000万円で取得しようとするものです。当該土地につきましては、昨年10月アサヒビール株式会社から買取の打診を受け、半年余りの間、公開で市民参加のもと、買取可否の検討を重ねてまいりました。その結果、市民活動の拠点として、市が買い取る方針を、議会の都市基盤整備特別委員会にお諮りし、慎重にご審議、ご議論の上、ご承認をいただき、さらに9月議会におきましては、当該土地の購入のための予算をお認めいただきました。取得価格につきましては、過去の経緯や土地引き渡し時期のおくれを根拠に価格交渉を重ねてまいりましたが、最終的には共同鑑定により報告された不動産鑑定評価額で合意をいたしました。また、引き渡し期限につきましては、当初本年12月末を予定して手続を進めておりましたが、アサヒビール側が土壌汚染対策に時間を要することからおくれが生じており、協議の結果、平成24年2月29日と定めることで、やむを得ず合意をいたしました。なお、土地売買仮契約につきましては、本年11月30日付で締結しております。また、取得目的につきましては、現時点では市民活動拠点施設の整備としておりますが、今後改めて市民や専門家を交えた検討委員会を設置し、公開により議論をしながら計画の具体化を進めてまいりたいと考えております。つきましては、当該土地を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

(平成23年12月20日)

○1番（矢野隆行君）第1番、矢野隆行でございます。去る12月7日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月12日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。議第……、議第112号、財産の取得について（市民活動拠点施設用地）、以上11議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、全議案とも全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

……………
……………

○議長（田中良隆君）…………まず、…………及び議第95号から議第113号までの議案28件について、一括して採決いたします。お諮りいたします。ただいま宣告いたしました議案28件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（田中良隆君）ご着席願います。起立全員であります。よって、…………及び議第95号から議第113号までの議案28件は、各委員長の報告のとおり可決されました。

社会資本整備総合交付金の平成 29 年度予算内示までの経緯について

平成 29 年 4 月 26 日_都市基盤整備
都市建設部_都市計画課

(1) 社会資本整備総合交付金について

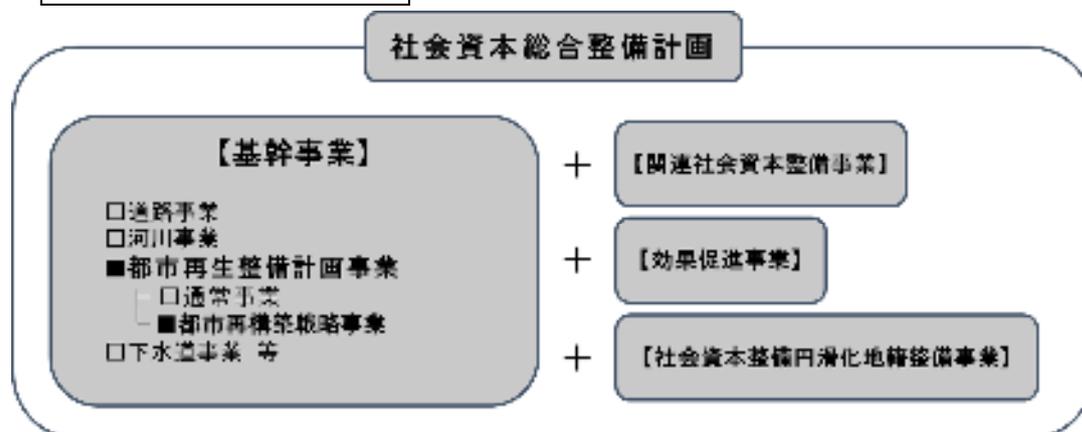
「社会資本整備総合交付金」は、国土交通省所管の地方公共団体向けの従来補助金を一つの交付金として原則一括化したもので、自由度が高く、創意工夫を活かせる総合的な交付金として平成 22 年度に創設された。地方公共団体が実施しようとする社会資本の整備等に関わる事業計画を「社会資本総合整備計画」として作成しこれが認められた場合は、当該事業計画の実現のための事業及び事務に要する経費を国が総合的・一体的に支援しようとするもの。

「社会資本総合整備計画」として国に認められるためには、交付金要綱に定める住生活の安定・向上や都市環境の改善等の目的に資する基幹的な社会資本整備の事業（基幹事業）と、それに関連する社会資本の整備その他ソフト事業などが適切に計画された内容であることが必要である。

(2) 都市再生整備計画及び都市再構築戦略事業について

上記、「社会資本総合整備計画」の基幹事業の項目の一つに、都市再生特別措置法に基づく「都市再生整備計画」事業として実施する公共公益施設の整備等の事業がある。さらに当該整備事業を持続可能な集約型都市構造への再構築を図るものとして、同法に規定される「立地適正化計画」の作成をともに行った場合は、「都市再構築戦略事業」として通常より高い交付率で上記の「社会資本整備総合交付金」の交付を受けることができる。（詳細：平成 28 年 1 月 21 日全員協議会「別添資料 4」参照）

社会資本総合整備計画概要図



(3) 本市における社会資本の整備等に関わる事業計画及び公共公益施設の整備事業

本市における「野洲駅南口周辺整備構想」及び「(仮称)野洲市立病院基本計画」の内容について、「社会資本総合整備計画」及び「都市再生整備計画」として位置付けて国へ提出し、社会資本整備総合交付金申請の手続きを進めてきた。

(4) 経緯

平成 28 年 12 月 22 日	「野洲市病院事業の設置等に関する条例」 ・市議会において可決成立
平成 29 年 1 月 5 日	国土交通省 近畿地方整備局建政部長宛 「都市再生整備計画（都市再構築戦略事業）の提出について」 ・都市再生整備計画を社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー10-(1)7. 2に基づき提出
3 月 13 日	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課長より 「都市再生整備計画（都市再構築戦略事業）の確認通知について」 ・平成 29 年 1 月 5 日付で提出のあった野洲駅周辺地区について、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー10-(1)7. 2に基づき確認したことを通知
3 月 16 日	国土交通大臣宛 「社会資本総合整備計画及び都市再生整備計画について」 ・「社会資本整備総合交付金に係る計画等について」第 1 第 1 項に基づき、社会資本総合整備計画を取りまとめたので提出 ・あわせて、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 46 条第 1 項に基づき作成した都市再生整備計画について、同法第 47 条第 1 項に基づき提出
3 月 24 日	「平成 29 年度野洲市病院事業会計」 ・議長決裁により否決
3 月 31 日	国土交通事務次官より滋賀県知事宛「平成 29 年度社会資本総合整備事業の内定について」について通知 【次頁_写参照】

(5) 「野洲駅周辺地区都市再生整備計画」平成 29 年度予算内示について

平成 28 年 12 月 22 日で「野洲市病院事業の設置等に関する条例」が可決成立したことを受けて、本市では上記のとおり、都市再生整備計画である「野洲駅周辺地区（都市再構築戦略事業）」を位置付けた社会資本総合整備計画である「野洲駅周辺地区都市再生整備計画」を作成し、平成 29 年 3 月 16 日付けで国土交通大臣宛に提出した。

提出した計画に基づいて、平成 29 年 3 月 31 日、国土交通事務次官より滋賀県知事に宛てて平成 29 年度予算当初配分の内定が通知され、平成 29 年度の要望額 54,000 千円に対し満額の 54,000 千円の内示額が示された。【次頁_写参照】

(6) 過去の議会への当該交付金に関する説明

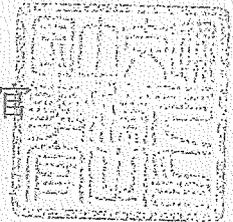
平成 26 年 7 月 23 日	都市基盤整備特別委員会
平成 28 年 1 月 21 日	全員協議会 ※次頁「別添資料 4」により説明



国官会第1号
平成29年3月31日

滋賀県知事 殿

国土交通事務次官



平成29年度社会資本総合整備事業
の内定について（当初予算）

標記について、別紙のとおり内定したので通知します。
また、貴管内の関係市町村長（指定市の長を除く。）に対し
ては、貴職からこの旨を通知いただけるよう、よろしく願い
します。

守山市南部地区都市再生整備計画	守山市	○	318,594	
守山市版「地方創生」守山まるごと活性化	守山市		71,000	
甲南駅周辺地区都市再生整備計画	甲賀市	○	11,300	
野洲駅周辺地区都市再生整備計画	野洲市	○	54,000	
三雲駅周辺地区都市再生整備計画	湖南市	○	6,100	
中心市街地地域の活性化	東近江市		47,100	
東近江市中野地区都市再生整備計画	東近江市	○	328,300	
JR東海道本線周辺地域の活性化	米原市		5,200	
産業基盤を核とした人・モノの交錯が拓がるまちづくり	竜王町		70,000	
観光資源を活用した賑わいのある住みよいまちづくり	多賀町		21,600	
久徳周辺地区都市再生整備計画	多賀町		157,700	
都市公園の整備による緑豊かな魅力あるまちづくり「その2」	滋賀県		17,000	
低炭素社会の推進へ、みどり豊かな都市公園づくり	彦根市		13,000	
子育て世代を中心としたすべての人と生活にやさしい元気・潤いのある市街地環境の創造	草津市		4,000	
安全・安心でやすらぎのある都市公園づくり	甲賀市		18,000	
滋賀県地域住宅等整備計画（第2期）	滋賀県		71,143	
大津市地域住宅整備計画	大津市		56,795	
住環境および歴史的風致の維持向上（第2期計画）	彦根市		18,766	
長浜市地域住宅整備計画	長浜市		4,950	

市立病院整備に活用可能な交付金について

別添資料4

<都市再生整備計画事業(都市再構築戦略事業)>とは

平成28年1月13日
都市計画課作成

- ・ 国交省の社会資本整備総合交付金の基幹事業のひとつ(旧まちづくり交付金)
- ・ 拡大した市街地において、人口密度の低下や高齢者の急増により都市の生活や企業活動を支える機能(医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業)の維持が困難となるおそれがある中、まちの拠点となるエリアへ医療・商業等の都市機能を導入し、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現を図る。

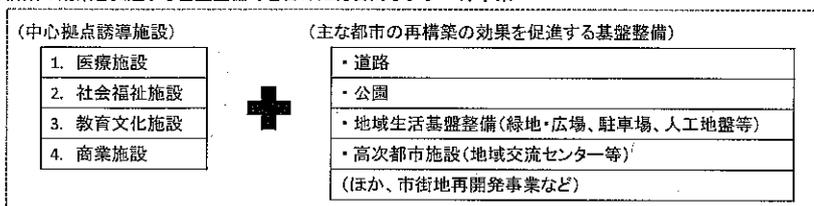
【交付率】 50%

※一部の施設整備に関して事業費の限度額が定められている。

(例) 中心拠点施設(医療施設など)の整備につき、事業費上限21億円(施設ごと)

【対象事業】

立地適正化計画(後述)に定められた都市機能誘導区域内(後述)において、中心拠点誘導施設の整備とともに、都市の再構築の効果を促進する基盤整備等を含めた総合的なまちづくり事業



⇒医療施設(病院)整備のみでは対象とならない。

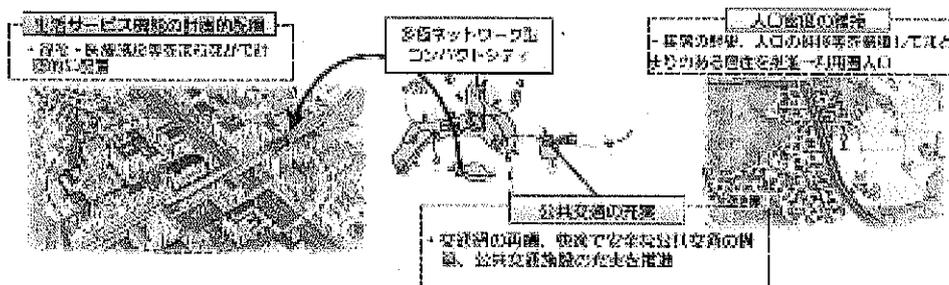
公園整備など都市の再構築の効果を促進する基盤整備と一体的に行う場合に対象となる。

【立地適正化計画】

市町村が策定できる、多極ネットワーク型コンパクトシティの構築を図るための包括的な計画(都市再生特別措置法)都市計画法に基づく市マスタープランの一部に位置づけられるもの

○立地適正化計画で目指す「多極ネットワーク型コンパクトシティ」

- ・ 医療・福祉施設、商業施設や住宅等がまとまって立地し、あるいは、
- ・ 高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、
- ・ 日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する都市

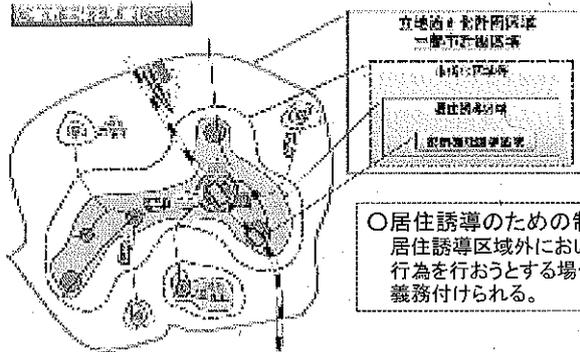


現状の把握・分析、課題整理を行い、

おおむね20年後の都市の姿を展望した目指すべき都市像を設定することが重要

○ 立地適正化計画で定めるべき主な内容

- ・ 基本的な方針
 - 一定の人口密度の維持や生活サービス機能の計画的配置及び公共交通の充実のための施策等の基本的な方針を決定
- ・ 居住誘導区域
 - 人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域
 - 市街化区域内に設定
- ・ 都市機能誘導区域及び誘導施設
 - 医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域



○ 本市における立地適正化計画策定に向けた検討状況

現在、立地適正化計画策定に向けた基礎調査として「都市構造の調査分析業務」を実施中
平成28～29年度において、立地適正化計画策定業務を実施予定

【本市の都市構造の特徴】

- ・ 他市に比べ、市街化区域が狭小である。
- ・ DID地区(人口集中地区)における人口密度が県内で最も高い。

【本市の都市づくりの課題】(野洲市都市計画マスタープランより)

- 人口構成の変化への対応、交通利便性の向上、計画的な市街地整備など
- 国道8号野洲栗東バイパスや都市計画道路大津湖南幹線等の整備をはじめとする道路交通ネットワークの強化に伴い利便性が向上する地域においては、新たな住宅地の整備等に留意しつつ、地域特性に応じた都市機能を誘導



多極ネットワーク型コンパクトシティ形成との整合を図る必要がある。

○ 他市の立地適正化計画策定に向けた検討状況

全国198市町村が、立地適正化計画策定に向けた取組みを実施(H27.7.31現在)
県内では、彦根市、草津市、守山市、栗東市、湖南市、東近江市において策定に向けた取組み実施中

野洲市民病院の位置決定までの経過について

平成 29 年 4 月 26 日 都市基盤整備
政策調整部_市民病院整備課

時期	市民病院関係	(参考) 駅前市有地 及び周辺整備構想関係
H22.10		<ul style="list-style-type: none"> ・アサヒビール(株)より駅前社有地 (約 9,300 m²) の買取りを打診 ・公開による内部検討会議 (H23.1～) ・市民懇談会 (H23.4)
H23.04	・御上会から「新病院構想 2010」提出 (4/11)	
H23.6	・「野洲市中核的医療機関のあり方検討会議」開始 (6/14、7/15、8/19、9/21、10/5)	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会都市基盤特別委員会「アサヒビール(株)所有地買取り可否について」審議 (6/1、6/10) ・市議会本会議で報告 (6/22)
H23.9		<ul style="list-style-type: none"> ・市議会本会議「野洲市土地取得特別会計補正予算」可決 (全員起立)
H23.10	<ul style="list-style-type: none"> ・「野洲市中核的医療機関のあり方検討会議」報告 (10/5) 『(5) 病院の立地場所 の想定として <野洲駅周辺とする場合> <郊外に立地する場合>の 2 案併記 各々のメリット・デメリットを掲示』【資料 A】 	
H23.12		<ul style="list-style-type: none"> ・市議会本会議「財産の取得について (市民活動拠点施設用地)」可決 (全員起立)
H24.2	・「野洲市新病院整備可能性検討委員会」開始 (2/17、4/10、5/15、6/12、7/11)	<ul style="list-style-type: none"> ・野洲市へ所有権移転、土地の引渡し
H24.4		<ul style="list-style-type: none"> ・「南口周辺整備構想」検討開始
H24.7	<ul style="list-style-type: none"> ・「野洲市新病院整備可能性検討委員会」提言 (7/11) 『(4) 立地場所 の条件として 「野洲駅周辺とする方が多くの市民が利用しやすく、医療スタッフの確保にも有利である」ことを委員会で確認』【資料 B】 	

時期	市民病院関係	(参考) 駅前市有地 及び周辺整備構想関係
H24.12	<ul style="list-style-type: none"> 「野洲市中核的医療のあり方に関する基本方針(素案)」を市が公表 『野洲駅南口周辺整備構想の検討対象区域(3.5ha)内に立地することで(前提条件クリアが)可能』と記載 3分の1を超える議員が反対し凍結。 	
H25.1 ～7	<ul style="list-style-type: none"> 市民懇談会、まちづくり座談会、出前講座等(1月)、市民アンケートで75%の賛同(3月)、公開討論会(5月)、市民懇談会(7月) これらの結果の総合判断から、市民病院は必要と判断 	
H25.6		<ul style="list-style-type: none"> 「野洲駅南口周辺整備構想検討委員会」報告 『6つの機能：市民広場、病院、交流施設、図書分室、アリーナ、商業サービス』
H25.8	<ul style="list-style-type: none"> 「基本構想」策定予算を提案 	
H25.10	<ul style="list-style-type: none"> 「野洲市中核的医療のあり方に関する基本方針」を市が策定 『野洲駅南口周辺整備構想の検討対象区域(3.5ha)内に立地することで(前提条件クリアが)可能』と記載 【資料C】 	<ul style="list-style-type: none"> 県立大、立命館大、野洲市による共同研究。 市民活動団体アンケート、世代別ヒアリング、市民ワークショップ(H25.11～計3回)
H25.11	<ul style="list-style-type: none"> 「基本構想検討委員会」を開始(11/26、12/17、1/14、2/19) 	
H26.2	<ul style="list-style-type: none"> 「基本構想に関する提言書」提出(2/19) 『⑥ 具体的な立地場所として(駅前基本構想の)対象区域のA候補地、B候補地から、本委員会としては公共交通機関との連携、駅施設やロータリーとの連続性、新たな用地取得が不要であることから、本委員会としてはA候補地が望ましいと判断』 【資料D】 	
H26.3	<ul style="list-style-type: none"> 「基本構想」策定 『(3) 病院の立地場所としてA候補地に病院を立地』と定める。【資料E】 	
H26.6		<ul style="list-style-type: none"> 「野洲駅南口周辺整備構想提案発表会」 J Aおうみ富士への配置提案

時期	市民病院関係	(参考) 駅前市有地 及び周辺整備構想関係
H26.10		<ul style="list-style-type: none"> ・ J Aおうみ富士から回答 →現市有地に限定して配置を再検討 ・ 市民懇談会 (H26.11.29)
H27.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「基本計画」 策定 『(1) 市立病院の整備場所 として 野洲市小篠原字向平田 2203 番 1 外』と定める。 【資料 F】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「野洲駅南口周辺整備構想」 策定完了
H27.11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備及び運営に関する基金条例_否決 『(設置) 第 1 条 野洲市小篠原 2203 番 1 ほかにおける (仮称) 野洲市民病院の整備及び市による円滑な運営に必要な資金を積み立てるため、野洲市立病院の整備及び運営に関する基金 (以下「基金」という。) を設置する。』 	
H28.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上基金条例_可決 【資料 G】 	
H28.12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院事業の設置等に関する条例_可決 『2 病院事業を行う施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 野洲市小篠原 2203 番地 1』【資料 H】 	

【資料A】

含めた経営の効率性の観点から判断することが妥当であり、診療科などを詳細に検討する段階で決定すべきです。

(5) 病院の立地場所

<野洲駅周辺とする場合>

市民の結節点となっている野洲駅周辺に病院を立地させた場合、既存の公共交通機関などが活用できるため、これらを利用して通院することが容易であるという利点があります。特に、高齢人口が増えていくことを予想すると、公共交通機関に頼らざるを得ない市民やその家族が増えることも想定されます。また身近な場所に病院があると安心して便利であるという理念にも合致します。さらに、医療スタッフ等を確保する観点からも、JRで通勤する医師などを確保する場合に有利です。

しかし、駅周辺の地価は高いことや、利用の時間帯によっては駅周辺の交通渋滞が懸念されるなどの課題があります。

<郊外に立地する場合>

郊外に立地する場合、市内における医療サービスの空白地をカバーすることが可能となります。また、比較的安価に広大な土地を確保することが期待でき、十分な駐車スペースの確保や交通渋滞の心配もない地域を選定することも可能です。

ただし、立地する地域によっては、周辺病院（県立成人病センターや近江八幡市立総合医療センターなど）と近接することによる競合のおそれがあり病院経営に影響が出ることや、通院しにくい地域の患者が出てくるため、コミュニティバスの路線を再整備する費用が必要となることも予想されます。また、野洲駅周辺に立地する場合に比べ医療スタッフ等を確保することが困難となることや農地の転用を伴う場合には手続きに相当な時間を要するなどの課題があります。

いずれにおいても一長一短があり、用地の確保や医師の確保などの現実的な問題も含めて判断していく必要があります。また、市の保健福祉の拠点と合わせて立地させ、有機的で効率的な運営を図るといったことも考慮する必要があります。

(6) 運営形態

市が民間病院の経営に対し、これまでのように一定の補助制度で必要な医療サービスを確保するという手法が成り立たないことが判明したことから、病院を公設することを前提に考える必要があります。この場合の運営形態として、市が直接運営する方法と指定管理者制度などにより民間委託する方法があります。

【資料B】

(2) 病床数

病床数は、地域の需要と病院機能を見極めて設定する必要があります。しかし、湖南保健医療圏の既存病床数は、県が定めている基準病床数を上回っているため、現在の野洲病院の病床数 199 床が上限となります。

病床数とその内訳は、周辺病院との機能分化の必要性を踏まえ、野洲地域に本当に必要とされる医療サービスを考慮して判断し、次のとおりとします。

病床数	199床
内訳	一般病床 99 床、回復期病床 50 床、医療型療養病床 50 床

(3) 運営形態

運営形態は、市が病院を設置する場合、市が直接運営する方法、地方独立行政法人を設置して運営する方法、指定管理者制度により運営する方法が考えられます。しかし、今回の検討における運営形態について、指定管理者制度は適正な管理が困難な場合があるため注意が必要です。また、市が直接運営する方法は、市の定期人事異動の問題があり、事務部門の専門性の高い職員が確保できない恐れがあります。いずれの運営形態についても、それぞれに長所と短所があり、現時点で最適な運営形態を掲げることは困難です。

そこで後述の収支計画では、市が直接運営することを前提として試算を行いました。しかし、開院 20 年後の累積損益は赤字です。市が直接運営した場合は、民間医療法人と比較すると、人件費が高くなることや経費や材料費などが高く調達される傾向にあり、結果として病院事業損益を悪化させる要因の 1 つとなっています。このことを踏まえ、最適な運営形態を市で引き続き調査研究されることを期待します。

(4) 立地場所

立地場所は市が主体的に提案すべき事項として整理されています。検討委員会において、市は郊外に立地する場合と野洲駅周辺で立地する場合との課題を整理した上で、野洲駅周辺で立地することを提案されました。

市の提案を検証したところ、「野洲駅周辺とする方が多くの市民が利用しやすく、医療スタッフの確保にも有利である。」ことを検討委員会で確認いたしました。特に、公共交通機関に頼らざるを得ない市民やその家族にとって既存の公共交通機関が利用できることや医療スタッフ等を確保する観点からも JR で通勤する医師などを確保する場合に有利です。また、身近な場所に病院があると安心で便利であるという理念にも合致しています。

◎ 新病院整備のための前提条件と検討結果

新病院整備の可否判断にあたり、全国的に地方の自治体病院の経営が厳しいという実情を踏まえ、持続可能な病院経営(赤字経営を前提としない)を実現させるための前提条件を整理し、その実現の可能性を検討しました。

【前提条件】

- ① 市財政の中長期見通し
⇒ 病院運営に必要とされる病院事業予算の安定的な確保
- ② 立地場所
⇒ 多くの市民が利用しやすく、医療スタッフの確保にも有利な野洲駅周辺での立地場所の確保
- ③ 運営形態
⇒ 病院経営の透明性、効率性、医療環境の変化に対応できる柔軟性を担保できる運営形態の選択
- ④ 統計上の民間病院並みの材料等の調達の実施
⇒ 医業経費抑制のため、材料費等を統計上の民間病院並みに調達

この前提条件は、新病院整備の実現においてパッケージでの検討が必要であり、一部の条件が満たされなければ、病院の実現は成り立たないと考える。

【検討結果】

- ① 市財政の中長期見通し
⇒ 市民サービス全体における地域医療の優先度を比較考慮した上で、病院運営に必要とされる病院事業予算を優先的に確保することで可能
⇒ 病院整備の検討の有無にかかわらず、市財政健全化のために、行政サービスのあり方(事務事業)全般の見直し(行財政改革)が必要である。
- ② 立地場所
⇒ 野洲駅南口周辺整備構想の検討対象区域(3.5ha)内に立地することで可能(野洲駅南口周辺整備構想検討委員会で、野洲駅南口周辺市有地内に新病院立地を位置づけることが可能か検討)
⇒ 野洲駅周辺は、市民が利用しやすく、医療スタッフの確保にも有利である。また、既存の公共交通機関(路線バス・コミュニティバス)が利用できる。
⇒ 郊外に病院を立地した場合は、病院の収支計画が成り立たない。

③ 運営形態

⇒ 持続可能な病院運営がなければ、継続した医療サービスの提供が行われないことから、運営形態の選定には慎重な判断が必要である。

今後、運営形態について、直営・指定管理者・地方独立行政法人のいずれを選択するかは、基本構想策定の段階以降に効率性と透明性の観点により明らかにしていく。

④ 材料費及び委託料などを統計上の民間病院並みに調達

⇒ 民間病院並みの調達については、透明性と競争性を担保し、専門性が必要であり、基本計画策定の段階で明らかにしていく。

【本検討委員会の検討項目】

⑥ 具体的な立地場所

立地場所については、これまでの検討を踏まえて、市は野洲駅南口周辺市有地で立地することを提案されています。

本検討委員会において、市が提案する野洲駅南口周辺市有地は、市民が利用しやすく、既存の公共交通機関（路線バス・コミュニティバス）が利用できるメリットがあり、医療スタッフの確保にも有利であることを確認しました。また、仮に駅周辺ではなく、郊外に病院を立地した場合は、上記のメリットが得られず、病院の収支計画が成り立たないと整理されています。

具体的な立地場所については、想定される対象区域の中で「A候補地」、「B候補地」を下図のとおり示されました。医療サービスの利用と提供の観点により評価した場合、既存の公共交通機関との連携、駅施設や駅ロータリーとの連続性、そして新たな用地取得が不要であることなどから、本検討委員会としては駅ロータリーに隣接する「A候補地」が望ましいと判断しました。



なお、野洲駅南口周辺市有地の全体構想について、滋賀県立大学・立命館大学・野洲市の三者で共同研究が現在進められていることから、検討は共同研究に委ねることとします。

本検討委員会の役割として、病院立地に関して配慮すべき点や注意事項などを取りまとめた結果は、次のとおりです。

<具体的な立地場所>

○病院施設は、駅ロータリーに隣接する「A候補地」が望ましい。

<立地における配慮すべき点等>

- 自家用車が利用できない市民が増加していくことの想定が必要
 - ・市内バスの多くが野洲駅を発着地点にしていることから、現在の公共交通資源を最大限に活用。なお、駅北口バスターミナルやJR乗降者への配慮が必要。
- 自家用車で利用する市民が多いことを考慮
 - ・小学校の登下校時の安全面に配慮。(病院の利用時間帯を考慮)
 - ・駐車台数を十分に確保するとともに、施設と立体駐車場の円滑な接続や1台あたり駐車スペースを広く取るなど、使いやすい立体駐車場の設定。
- 一体化したまちづくり
 - ・市内の公共施設が点在しているため、病院整備と関連した市民が利用できる公共施設を立地。

⑦ 運営形態

運営形態には、市が直接運営（一部適用・全部適用）・指定管理者制度による運営・地方独立行政法人を設置して運営という選択肢があります。それぞれの運営形態には一長一短あるため「市の責任を持った病院事業への関与」と「医療環境の変化への即時的な対応」を総合的に考慮し、市が直接運営（全部適用）と独立行政法人を設置して運営の2つを中心に比較検討しました。

市が直接運営（全部適用）する場合、野洲病院と市立病院の切り替え時の安定性や市の医療政策が反映しやすい、採算性の確保に過度に傾注することなく不採算医療を守りやすい等のメリットがあります。また、200床程度の病院規模で、個別に法人を作ることは効率的ではないということも挙げられます。

検討の結果、市立病院の開院当初の段階では、不測の事態に対する備えと経営の安定化を優先させるため、市が直接運営（全部適用）することが望ましいと判断しました。

なお、開院5年後程度を目途に運営状況を検証し、市が直接運営（全部適用）、地方独立行政法人による運営など、医療環境の状況も踏まえて運営形態の再検討を行うことを提案します。

【資料E】

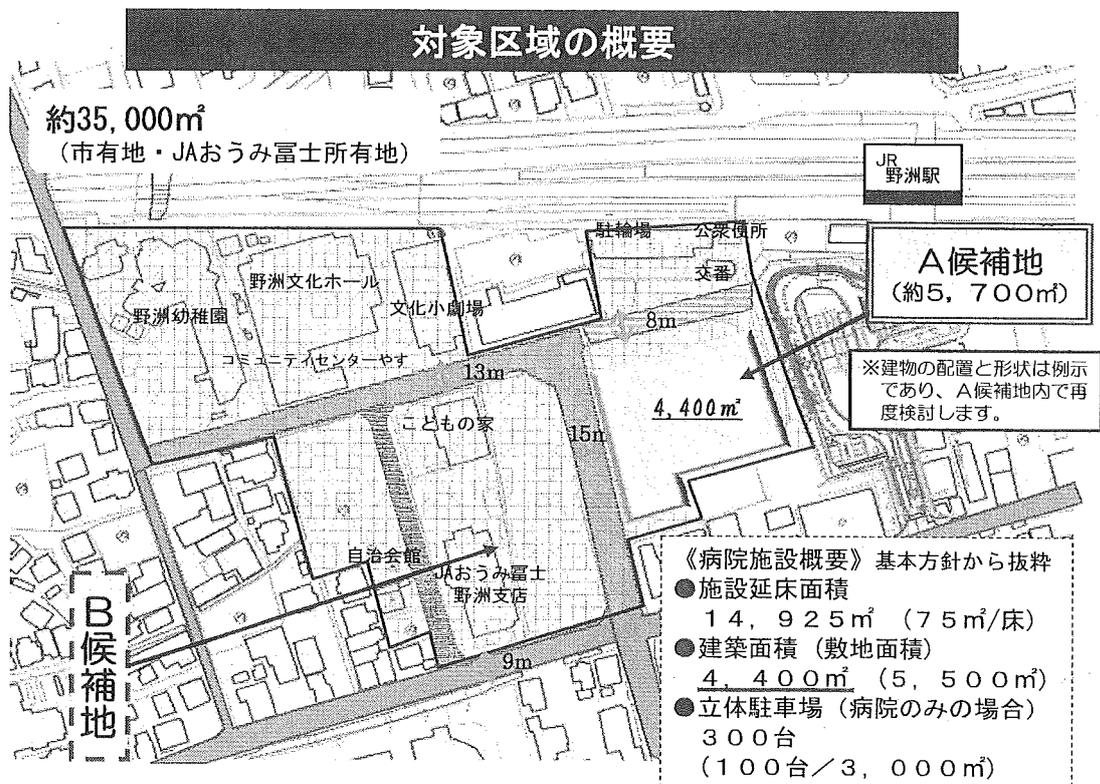
(3) 病院の立地場所

病院の立地場所の選定は、多くの市民の利便性を考慮する必要があるとともに、本市に病院が必要と判断することとなった「自家用車による移動で医療機関を利用することが困難な市民への対応」があります。そのため、市内の人口重心に考慮した上で、既存の公共交通機関の効果が最大限に発揮できる野洲駅南口周辺市有地内に病院を立地することを前提に、具体的には下図の「A候補地」と「B候補地」を中心に検討しました。その結果、病院の具体的な立地場所は次のとおりとします。

○ A候補地に病院を立地

A候補地は、約5,700㎡を有する一団の市有地であり、病院建築に必要と想定している4,400㎡が確保できます。さらに、現在実施している駅ロータリー整備の完成後は、バス停やタクシー乗り場にも近接しているため、病院利用との共用が可能となります。また、駅北口やJR利用者にとっても他の候補地よりも近い場所であり、移動時間が短くなります。

一方、B候補地やそれ以外の市有地では、既存施設が立地していたり、アクセス面においても野洲駅から若干離れることになり、場合によっては新たにバス停やタクシー乗り場の設置が求められる可能性があるなど、既存の資源の効果を最大限に活かすことができません。



I 全体計画

1 市立病院の名称

(仮称) 野洲市民病院

2 市立病院の立地について

(1) 市立病院の整備場所

① 整備場所

滋賀県野洲市小篠原字向平田 2203 番 1 外

3 市立病院の基本理念・基本方針

(1) 基本理念

信頼ある医療の提供を通じて、市民の健康を守り、福祉を増進し、暮らしの安心につなげ、市民とともに持続ある地域医療を育てます。

(2) 基本方針

- ① 市民の生命・人格を尊重し、安全で上質な医療サービスを提供します。
- ② 快適で利便性の高い、市民にとって身近で親しみのある医療機関となるよう努めます。
- ③ 地域の医療機関や保健・福祉機関との連携を推進し、市民の健康増進を図ります。
- ④ 職員の意欲・能力向上に努め、やりがいを感じることのできる職場環境を整えます。
- ⑤ 経営責任の明確化と経営の透明性を確保し、病院経営の最適化に努めます。

【資料G】

○野洲市立病院の整備及び運営に関する基金条例

平成28年3月28日
条例第4号

(設置)

第1条 野洲市小篠原2203番地1における野洲市民病院の整備及び市による円滑な運営に必要な資金を積み立てるため、野洲市立病院の整備及び運営に関する基金(以下「基金」という。)を設置する。

(平28条例30・一部改正)

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、前条に規定する設置目的に沿う寄附金を含め、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の野洲市民病院の整備及び運営に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(平28条例30・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成28年条例第30号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

【資料H】

○野洲市病院事業の設置等に関する条例

平成28年12月27日
条例第30号

(病院事業の設置等)

- 第1条 市民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。
- 2 病院事業を行う施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
野洲市民病院	野洲市小篠原2203番地1

(法の適用)

- 第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第1項の規定により、病院事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を除く法の規定を適用する。

(経営の基本)

- 第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。
- 2 診療科目は、次のとおりとする。
内科 小児科 外科 整形外科 婦人科 泌尿器科 眼科 リハビリテーション科 人工透析内科
- 3 病床数は、一般病床199床とする。

(組織)

- 第4条 法第14条の規定に基づき、病院事業の管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、野洲市民病院を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

- 第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

- 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定による病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合の当該賠償責任に係る賠償額は、100,000円以上とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

- 第7条 病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が1,000,000円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が500,000円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

- 第8条 管理者は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。
- (1) 事業の概況
 - (2) 経理の状況
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするために管理者が必要と認める事項

- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

(委任)

- 第9条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(病院事業の設置等に関する経過措置)

- 2 第1条第2項の規定の適用については、この条例の施行の日から平成32年9月30日までの間に限り、同項中「野洲市民病院」とあるのは「市立野洲病院」と、「野洲市小篠原2203番地1」とあるのは「野洲市小篠原1094番地」とする。

(管理者に関する経過措置)

- 3 第2条の規定にかかわらず、付則第1項ただし書に規定する施行の日から平成31年3月31日までの間は、法第7条ただし書及び令第8条の2の規定により、病院事業に第4条に規定する管理者を置かないものとする。

(組織に関する経過措置)

- 4 第4条の規定の適用については、付則第1項ただし書に規定する施行の日から平成31年3月31日までの間に限り同条中「病院事業の管理者」とあるのは「病院事業の管理者の権限を行う市長」と、この条例の施行の日から平成32年9月30日までの間に限り同条中「野洲市民病院」とあるのは「市立野洲病院」とする。

(業務状況説明書類の提出に関する経過措置)

- 5 第8条の規定の適用については、この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間に限り、同条見出し中「提出」とあるのは「作成」と、同条第1項中「管理者」とあるのは「市長」と、「市長に提出し」とあるのは「作成し」と、同条第2項中「提出する」とあるのは「作成する」と、「管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「提出する」とあるのは「作成する」と、「管理者」とあるのは「市長」と、「提出し」とあるのは「作成し」とする。

(委任に関する経過措置)

- 6 第9条の規定の適用については、この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間に限り、同条中「管理者」とあるのは「市長」とする。

(野洲市立病院の整備及び運営に関する基金条例の一部改正)

- 7 野洲市立病院の整備及び運営に関する基金条例(平成28年野洲市条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

住民投票で賛成又は反対を問う事項の考え方について

平成 29 年 4 月 26 日 都市基盤整備
政策調整部_市民病院整備課

1. 市の条例による規定について

本市の住民投票の形式は、発議に当たって実施しようとする事項を定め、それへの賛否を問う形式による規定となっている。

野洲市住民投票条例（抜粋）

（住民投票の形式）

第 5 条 前条の規定による請求又は発議に当たっては、住民投票を実施しようとする事項について賛成又は反対を問う二者択一の形式により行わなければならない。

（投票の方法）

第 13 条 住民投票は、1 人 1 票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票の投票資格者は、事案に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

（無効投票）

第 16 条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか判別し難いもの

2. 住民投票を発議する場合の賛成又は反対を問う事項の考え方について

今回の住民投票の発議を行う場合においては、賛成又は反対を問う事項については、以下のとおり検討している。

『野洲駅南口周辺整備構想』等に基づき
野洲駅南口市有地に野洲市民病院を設置することについて

(参考資料)「野洲市民病院の設置場所等に係る Q & A」

平成 29 年 4 月 26 日 都市基盤整備
政策調整部_市民病院整備課

以下の資料について、先日 4 月 22 日開催の「自治会長会」において資料配布した。

Q1. 設置場所はなぜ野洲駅前なの？

(お答え)「駅前なのに病院？」ではなく、「駅前にこそ病院」なのです／高齢者が増え、子育て世代にも自動車に乗らない・乗れない・乗せてもらえない市民が増えてきます／すべての市民が均しくアクセスできるのは駅前です／高齢者や子育て世代などが利用する公的な医療・福祉施設をまちの中心に集約させるまちづくりがこれからは必要です。

- 「駅前には商業施設を」という意見がありますが、野洲駅前では成り立ちません／滋賀県内では街中の商業ビルの閉店が相次いでいます／わずか数百メートルの所に大型店が 2 店も展開しています／市の計画では今駐輪場などがある場所に市民病院との相乗効果を保てる公共機能が入った「交流/商業施設」を整備し同時開業します。

＜交流/商業施設の主な機能の想定＞

- ① 調剤薬局、飲食系の店舗
- ② 図書館分室の機能
- ③ 子育て支援の機能
- ④ 300 人規模のコンベンションホール
- ⑤ 観光案内所、駐輪場、公衆トイレ

- 「駅前は大い公園に」という意見がありますが、市の計画でも 2000 m²程の公園を整備します／しかし全面を公園にすることは駅前の利点や優位性をまったくムダにすることになり不合理です／毎日イベントを開催することも不可能です。
- 「駅前マンション」という意見もあります／マンションは外観は「ビル」ですが、個人住宅で公共的な都市機能ではなく、賑わい施設でもありません／固定資産税収が増すという意見もありますが住宅用地は 6 分の 1 軽減です／集中的な整備は、学区人口の急激な増加による教育施設整備費用や住民が高齢化したときの福祉施策に影響を与え、財政負担が逆に懸念されます／40、50 年後の施設の老朽化が地域に与える影響も問題になっています。
- 「交通混雑や安全が心配」という意見があります。調査したところ駅前のピークは 7～8 時、小学校の登校は 8 時前後、一方で病院の来院は 9 時前に始まることが確認されました／時間が重複しないので交通混雑や安全も問題ありません。
- 「郊外に建てるべき」という意見がありますが、すべての市民が自動車に乗れる・乗せてもらえるわけではありません／循環バスを市内各所から直行させるには大変なコストが必要です／また郊外では外来の収益が見込めず、病院事業がそもそも成立しません。

Q2. 多額の借金をして、財政は大丈夫？

(お答え) 公共施設は「利用者負担の原則」により費用の大半をあえて借金し、施設分なら約30年の割賦で整備します／病院整備の場合は、返済額の半分を医業収入でまかなうため市財政の負担はその半分で、さらにこれに交付税措置が半分見込めます／施設分の整備費を90億円と設定すると、 $90 \text{ 億円} \div 30 \text{ 年} \div 2 \div 2$ で利子を加えても年1億円程度です／市の財政規模約200億円の0.5%の規模です。

- 「病床稼働率の推計が楽観的だ」という指摘があります／市の推計は80%代ですが、これは罹患率の高い75歳以上の後期高齢者が今より63%も増加することを踏まえた10～15年後の推計値です／この数字と今の全国平均の病床稼働率75%を比べて楽観的だという指摘は誤っています。
- 「人件費が据え置きなのはおかしい」という指摘があります。毎年昇給するはずなのに、という理由のようです／しかし200人を超える組織になれば職員の新陳代謝が規則的にあり平均年齢は安定します／これと診療単価を関連付けて一定化させているものです。

➤

Q. 今の野洲病院を修繕したらいいのでは？

(お答え) 不可能です／野洲病院の手術室などがある中枢の「東館」は昭和55年建築で耐震強度を満たしていません。病室の広さも今の法令基準を満たしていません／建替えしかありませんが、敷地に新基準の施設は収まりません／検査・手術・病棟が入る施設の建替には約40億円は必要です／また敷地に余裕がないため、工事等期間の約2年は休診となり人件費だけでも50億円程度の損金が生じ、逆に高くなります。

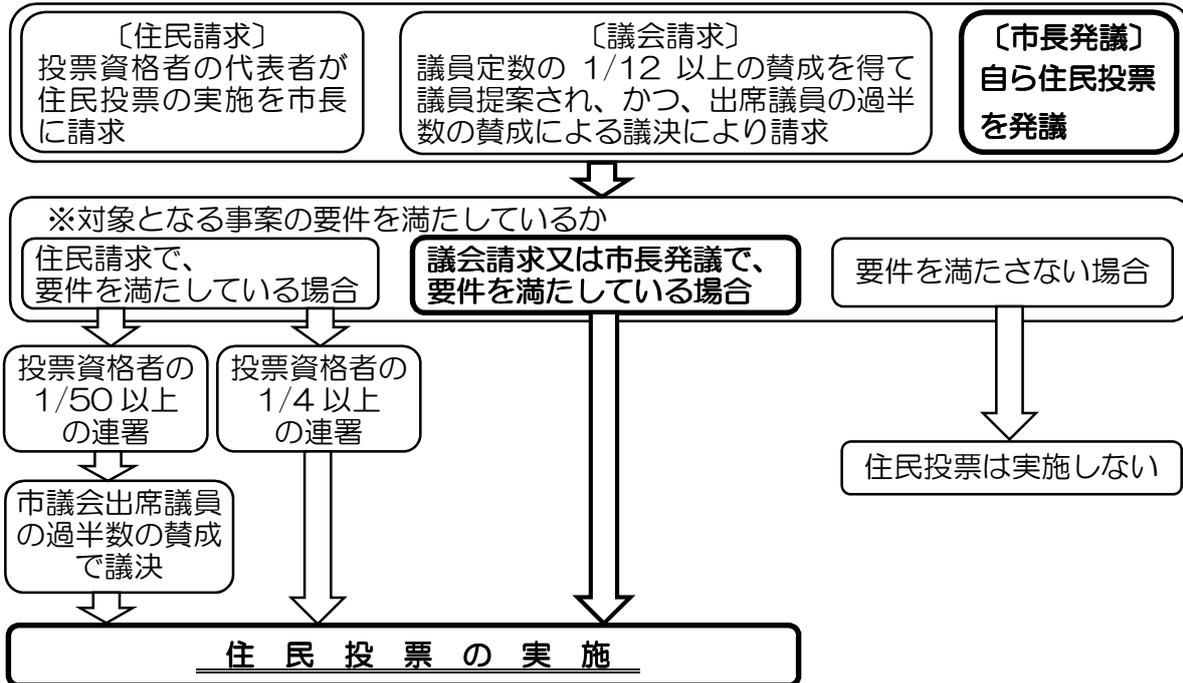
- 「野洲病院が機能しているのになぜ新病院？」という意見があります／新市民病院への期待によって医大等との連携により医師等が確保でき、また全体の士気が上がっているからです。

住民投票の制度概要について

平成 29 年 4 月 26 日
都市基盤整備特別委員会
野洲市選挙管理委員会

【請求又は発議等】《野洲市住民投票条例第 4 条》

住民、議会、市長のそれぞれが請求（発議）できます。



【対象となる事案】《野洲市住民投票条例第 2 条、第 5 条》

対象となる事案は、市及び住民全体の利害関係を有し、住民の間又は住民、市議会若しくは市長の間に重大な意見の相違があり、住民の福祉に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項です。また「投票の形式」が賛成又は反対を問う二者択一の形式になっているものが事案の対象となります。

【住民投票の執行】《野洲市住民投票条例第 6 条》

住民投票の執行者は市長ですが、投票資格者名簿の調製や管理、投票・開票の事務手続きなどは、選挙管理委員会に委任します。

住民投票の手續等の実務は選挙とほぼ同様であるため、選挙と同様に選挙管理委員会に委任することで、住民負担の軽減と行政能率の向上を図ることができます。また、住民投票に関する情報提供については、投票資格者が投票の判断に資するために必要な情報について、市広報その他の適当な方法により、中立性の保持に留意したうえで幅広く情報提供することが必要であることから、選挙管理委員会が行います。

【投票資格者】《野洲市住民投票条例第 3 条》

住民投票の投票権を有する人は、本市に住所を有する年齢満 18 歳以上の人で、次のいずれかに該当する人です。

1. 日本国籍を有する人で、本市に住民票が作成された日から引き続き 3 か月以上本市の住民基本台帳に記録されている人
2. (ア) 日本国籍を有しない、永住者の在留資格をもって在留する人で、本市に住民票が作成された日から引き続き 3 か月以上本市の住民基本台帳に記録されている人
(イ) (ア) の在留資格を除いた在留資格をもって在留する人で、本市に住民票が作成された日から引き続き 3 年を超えて本市の住民基本台帳に記録されている人

＜投票できる人＞

住民投票の告示の日の前日現在において、投票資格者として名簿に登録されている人です。ただし、投票日の当日、転出している人や在留資格を失った人、公職選挙法第 11 条の規定に該当する人などは投票できません。

【投票運動】《野洲市住民投票条例第 18 条》

投票運動は、公平な情報提供によって住民が賛成や反対などの議論をすることが大切であり、原則自由です。ただし、買収、脅迫など自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはなりません。

【投票の方法】《野洲市住民投票条例第 13 条》

住民投票は、選挙と同様に 1 人 1 票の秘密投票とします。投票方法は、投票用紙のあらかじめ「賛成」「反対」の選択肢が印刷された欄に○印を記載することとします。

＜投票所・期日前投票所＞《野洲市住民投票条例第 11 条》

選挙管理委員会の指定した場所に設けるものとするが規定されていますが、基本的には選挙執行時と同じ投票所での投票を予定しています。

＜投票所の開閉時間＞《野洲市住民投票条例第 22 条》

- 投票所 … 午前 7 時 から 午後 6 時
- 期日前投票所 … 午前 8 時 30 分 から 午後 8 時

投票日当日の投票時間は、現行の選挙では午前 7 時から午後 8 時までですが、期日前投票が周知されてきたこと、投票結果を早く出せること、また経費削減につながることから、午前 7 時から午後 6 時までとします。

＜期日前投票・不在者投票＞《野洲市住民投票条例第 15 条》

投票日の当日、一定の事由によって投票所に行き投票することができない人、又は身体に重度の障がいがある人は、選挙における期日前投票・不在者投票の制度を住民投票に準用することで投票を行うことができます。

【投票の成立要件】《野洲市住民投票条例第 19 条》

住民投票制度は、市の意思決定に住民の総意を反映させるための手段であり、市政に関する重要事項を判断するうえで、住民の総意というべき多数意見を過半数と考えることから、投票者総数が投票資格者数の 1/2 以上の場合に住民投票が成立することとします。

なお、1/2 に満たないときは、住民投票は成立しないものとし、この場合は開票作業その他の作業は行いません。

☆日程想定について

選挙管理委員会は、市長から住民投票実施の通知があった日から起算して 30 日を経過して 90 日を超えない範囲内において住民投票の期日を定めることとなっています。《野洲市住民投票条例第 10 条》なお、現在想定しているスケジュールは次のとおりです。

月日	議会日程	市	選管
H29.6.8	6月議会開会日	住民投票に関する補正予算提案	
6.29	6月議会閉会日	住民投票に関する補正予算議決	
		発議→要旨の公表、通知(選管宛)	通知の受理
			期日の決定
8.20			住民投票告示日
8.27			住民投票投開票日
8.30	8月議会開会日		

☆概算執行費用について

人件費（投票及び開票事務従事者、派遣職員、臨時職員等）	8,463 千円
投票関係経費（投票用紙印刷、入場券郵送代、投票所借上等）	3,607 千円
開票関係経費（複合機、計数機、読取機調整設置等）	1,392 千円
啓発関係経費（啓発ポスター、チラシ作成、掲示場設置等）	2,778 千円
その他事務経費（事務用品、封筒、複写機使用料等）	436 千円
計	16,676 千円

○野洲市住民投票条例

平成21年12月22日
条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、野洲市まちづくり基本条例(平成19年野洲市条例第26号。以下「基本条例」という。)第22条第3項の規定に基づく住民投票の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(住民投票に付する市政に関する重要事項)

第2条 基本条例第22条第1項に規定する住民投票を実施することができる市政に関する重要事項とは、市及び住民全体に利害関係を有し、住民の間又は住民、市議会若しくは市長の間に重大な意見の相違があり、住民の福祉に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項として、住民に直接その賛否を問う必要があると認められるものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 市の機関の権限に属さない事項(市の意思を明確に表示すべき事項を除く。)
- (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 専ら特定の市民又は地域に係る事項
- (4) 市の組織、人事又は財務の事務に関する事項
- (5) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項
- (6) 前各号に定めるもののほか、住民投票を実施することが適当でないと明らかに認められる事項(投票資格者)

第3条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、本市に住所を有する年齢満18歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本国籍を有する者であって、本市に住民票が作成された日(他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたもの)にあつては、当該届出をした日。以下同じ。)から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されているもの
- (2) 日本国籍を有しない者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者であつて、本市に住民票が作成された日から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されているもの

イ 出入国管理及び難民認定法別表第1及び別表第2の上欄の在留資格(アの在留資格を除く。)をもって在留し、本市に住民票が作成された日から引き続き3年を超えて本市の住民基本台帳に記録されている者

(平26条例23・全改)

(請求又は発議等)

第4条 投票資格者は、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を書面により請求することができる。

- 2 投票資格者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を書面により請求することができる。この場合において、市長は、意見を付けてこれを市議会に付議し、市議会の出席議員の過半数の賛成による議決を要するものとする。
- 3 市議会は、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を書面により請求することができる。
- 4 第1項及び第2項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第7項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。
- 5 市長は、自ら住民投票を発議することができる。
- 6 市長は、第1項から第3項までの規定による請求があつたときは、その請求の内容が第2条各号の規定に該当する場合を除き、住民投票を実施しなければならない。

(平24条例21・一部改正)

(住民投票の形式)

第5条 前条の規定による請求又は発議に当たっては、住民投票を実施しようとする事項について賛成又は反対を問う二者択一の形式により行わなければならない。

(住民投票の執行)

第6条 住民投票は、市長が執行するものとする。

- 2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票

の管理及び執行に関する事務を野洲市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に委任するものとする。

(要旨の公表等)

第7条 市長は、[第4条第1項](#)又は[第2項](#)の規定による住民からの請求(以下「住民請求」という。)若しくは[同条第3項](#)の規定による議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったとき、又は[同条第5項](#)の規定により自ら住民投票を発議したときは、直ちにその要旨を公表するとともに、選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

(投票資格者名簿の調製等)

第8条 選挙管理委員会は、投票資格者の名簿(以下「投票資格者名簿」という。)を調製しなければならない。

2 選挙管理委員会は、毎年9月1日現在における投票資格者を同月2日に投票資格者名簿に登録しなければならない。ただし、9月1日から7日までの間に住民投票を行う場合その他選挙管理委員会が特に必要があると認める場合にあつては、登録の日を繰り延べて定めることができる。

3 選挙管理委員会は、住民投票を行う場合においては、[第10条第2項](#)の規定による当該住民投票の告示の日(以下「告示日」という。)の前日現在における投票資格者を同日に投票資格者名簿に登録しなければならない。

(住民投票の請求に必要な署名数の告示)

第9条 選挙管理委員会は、[前条第2項](#)の規定により投票資格者名簿の登録を行ったときは、直ちに当該投票資格者名簿に登録されている者の総数の4分の1及び50分の1の数を告示しなければならない。

(住民投票の期日)

第10条 選挙管理委員会は、[第7条](#)の規定による通知があった日から起算して30日を経過して90日を超えない範囲内において住民投票の期日(以下「投票日」という。)を定めなければならない。ただし、当該投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、滋賀県の議会の議員若しくは長の選挙又は野洲市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる。

2 選挙管理委員会は、[前項](#)の規定により投票日を定めたときは、当該投票日その他規則で定める事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

(投票所)

第11条 投票所及び[第15条](#)に規定する期日前投票の投票所(以下「期日前投票所」という。)は、選挙管理委員会が指定した場所に設けるものとする。

2 選挙管理委員会は、投票所については投票日の5日前までに、期日前投票所については[前条第2項](#)の規定による告示日にその場所を告示しなければならない。

(投票することができない者)

第12条 [次の各号](#)に掲げる者は、当該住民投票の投票をすることができない。

(1) [第8条第3項](#)の規定による投票資格者名簿に登録されていない者

(2) [第8条第3項](#)の規定による投票資格者名簿に登録された者であっても、投票日の当日において[第3条](#)に規定する投票資格者に該当しない者

(3) 投票日の当日、[公職選挙法\(昭和25年法律第100号\)第11条第1項第2号](#)又は[第3号](#)の規定に該当する者

(平24条例21・平26条例23・一部改正)

(投票の方法)

第13条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票の投票資格者(以下「投票人」という。)は、事案に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3 [前項](#)の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。

(投票所における投票)

第14条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

(期日前投票等)

第15条 投票人は、[前条](#)の規定にかかわらず期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

2 [前項](#)の期日前投票は[公職選挙法第48条の2](#)の規定の例によるものとし、不在者投票は[同法第49条](#)の規定の例によるものとする。

(無効投票)

第16条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

(情報の提供)

第17条 選挙管理委員会は、告示日から投票日の2日前までに、住民投票に係る請求又は発議の内容の趣旨及び第10条第2項に規定する告示の内容その他住民投票に関し必要な情報を広報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供するものとする。

2 市長は、告示日から投票日の前日までの間、住民投票に係る請求又は発議の内容を記載した文書の写し及び請求又は発議の事案に係る計画案その他行政上の資料で公開することができるものについて、一般の縦覧に供するものとする。

(投票運動)

第18条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、強迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(住民投票の成立要件等)

第19条 住民投票は、一の事案について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。

(投票結果の告示等)

第20条 選挙管理委員会は、前条の規定により住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票が成立し、及び投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。

2 市長は、住民請求に係る住民投票について、前項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに当該住民請求に係る代表者に通知しなければならない。

3 市長は、議会請求に係る住民投票について、第1項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに市議会の議長に通知しなければならない。

(再請求の制限期間)

第21条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について第4条第1項、第2項、第3項及び第5項の規定による請求を行うことができないものとする。

(投票所及び期日前投票所の開閉時間)

第22条 投票所は、午前7時に開き、午後6時に閉じる。

2 期日前投票所は、午前8時30分に開き、午後8時に閉じる。

(投票及び開票)

第23条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)、公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)及び野洲市公職選挙等執行規程(平成16年野洲市選挙管理委員会告示第3号)の規定の例による。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成26年規則第35号で平成27年9月1日から施行)

(平24条例21・一部改正)

付 則(平成24年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び第12条第2号の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

付 則(平成26年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。